

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公開番号】特開2014-152311(P2014-152311A)

【公開日】平成26年8月25日(2014.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-045

【出願番号】特願2013-25663(P2013-25663)

【国際特許分類】

C 0 8 L 9/02 (2006.01)

C 0 8 L 61/06 (2006.01)

C 0 8 K 5/40 (2006.01)

C 0 8 K 3/06 (2006.01)

C 0 8 K 5/3415 (2006.01)

C 0 8 K 3/22 (2006.01)

F 1 6 L 11/08 (2006.01)

【 F I 】

C 0 8 L 9/02

C 0 8 L 61/06

C 0 8 K 5/40

C 0 8 K 3/06

C 0 8 K 5/3415

C 0 8 K 3/22

F 1 6 L 11/08 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月16日(2015.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

なお、本発明のゴム組成物には、本発明の目的を逸脱しない範囲で、チウラム系化合物以外のチアゾール系(2-メルカプトベンゾチアゾール:MBT、ジベンゾチアゾイルジスルフィド:MBTSなど)、グアニジン系(ジ-*o*-トリルグアニジン:DOTG、1,3-ジフェニルグアニジン:DPGなど)、スルフェンアミド系(N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾイルスルフェンアミド:CBS、N-tert-ブチル-2-ベンゾチアゾリルスルフェンアミド:BB5など)の加硫促進剤を配合することもできる。これらチウラム系化合物以外の加硫促進剤を配合する場合、その配合量はゴム成分100質量部に対して2質量部以下の範囲で、かつ上記チウラム系化合物との合計量が5質量部以下となるようにすることが好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

加硫遅延剤としては、公知のものを用いることができ、特に制限されないが、N-シクロヘキシルチオフタルイミド(SantogardPVI:Monstanto社製)等が

例示される。加硫遅延剤の配合量は、上記ゴム成分100質量部に対して0.1～1質量部とすることが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

表1中の各成分の詳細は下記の通りであり、以下の表2及び3においても同様である。

NBR：JSR（株）製「JSR N230S」（AN含量35質量％）

カーボンブラック：SRF級カーボンブラック、旭カーボン（株）製「旭#50」

老化防止剤：大内新興化学工業（株）製「ノクラック224」

石油樹脂：炭素数4～5の炭化水素留分重合体、東燃化学（株）製「ESCOREZ1102」

可塑剤：DOA（ジオクチルアジペート）、新日本理化（株）製「サンソサイザーDOA」

硫黄：鶴見化学工業（株）製「サルファックス5」

加硫促進剤TS：TMTM、大内新興化学工業（株）製「ノクセラ-TS」

加硫促進DM：MBTS、大内新興化学工業（株）製「ノクセラ-DM」

加硫促進TBZTD：TBZTD、大内新興化学工業（株）製「ノクセラ-TBZTD」

亜鉛華：東邦亜鉛（株）製「銀嶺SR」

加硫遅延剤：Monsanto社製「SantogardPVI」

フェノール樹脂：住友ベークライト（株）製「スミライトレジンPR-12687」

ビスマレイミド：大内新興化学工業（株）製「バルノックPM」